

別人にポイント113件

マイナ普及策 全自治体を調査へ

総務省

総務省は25日、マイナバーカード普及策「マイナポイント第2弾」で、誤って別人にポイントを付与する事案が少なくとも90自治体で計113件あったと発表した。他の自治体でも起きている可能性が高いとして、全自治体を対象に調査する方針も明らかにした。

自治体の支援窓口を利用してポイントを申請した際に、必要なIDが分からぬなどの理由で手続きの途中で退去。ログアウトしな

いまま次の人が手続きを進めたため、前の人が受け取るはずのポイントが付与されたという。

1人が二重にポイントを受け取っているケースもあり、総務省は自治体や決済事業者を通じて返還を求めた方針。本来受け取るはずだった人には、順次ポイントを付与するとしている。

マイナポイント第2弾は昨年6月に全面スタートした。総務省が最初に自治体から誤付与の報告を受けたの

は同8月15日で、その後も断続的に報告があり、計113件に積み上がった。これまでに総務省は発表していなかったが、マイナカードを巡るトラブル続発を受け発表した。

マイナポイント第2弾は、原則として今年2月末までにカード取得を申請した人が対象。カードが届いてから9月末までに、クレジットカードなど希望するキャッシュレス決済サービスを一つ選んで申請すれば、買い物などに使える最

大2万円分のポイントが付与される。